

2025年4月10日

会員各位

(一社)日本鉄リサイクル工業会  
適正ヤード推進委員会

金属盗品にご注意お願いただきたきこと

銅などの金属盗品に関しましては、警察庁による「金属盗に関する検討会」が昨年9月から3回開催され、工業会幹部も委員として参加して参りました。

検討会の報告を受け、3月11日に「金属盗品の買受等に関する法律案」が閣議決定されたこと、報道されている通りです。法律の施行は来年の前半になる見込みです。

(「盗難特定金属課製物品の処分の防止に関する法律案」 - 添付が概要)

一方、これまで全国17道府県では「金属くず条例」が施行されております(千葉県は今年1月1日より)。会員の皆様に於かれましては、施行済みの条例には必ず順守いただくとともに、日々の金属製物品の買受けに関しては十分ご注意ください、ここにご案内する次第です。

会員の皆様と買受け先とは様々な取引関係があると察しますので、各位のご判断ですすめていただきたくこととなりますが、

- 一見の納入業者には注意する。
  - 買受けの際に怪しいと思われる場合は本人確認(写真付きの身分証明書の確認など)を徹底し、その記録を保存する。
  - 盗品由来の疑いがあると思われる時は警察に申告する
- 等をすすめていただきたく、宜しくお願い致します。

(※上記注意事項のいくつかは既に金属くず条例の一部に規定されていますが、法律が成立した際には全国的に義務化される見込みです。)

以上

# 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（概要）

## 背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗をはじめとする金属盗が増加

- ・ 令和6年の金属盗の認知件数は**令和2年の約4倍**
- ・ 令和5年の金属盗の**被害額**（実務統計）は、**130億円以上**（窃盗全体の約2割）
- ・ 同設備の被害により、長期間にわたる発電停止による経済的損失も発生

## 法律の概要

### 1 特定金属くず買受業に係る措置

特定金属くず(※)の買受けを行う営業を営む者に係る措置

※ 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属(銅及び政令で定める金属)により構成されている金属くず

- ▶ 特定金属くず買受業の届出（罰則あり）
  - ・ 特定金属くず買受業を営む場合の届出義務
- ▶ 買受けの相手方の本人確認等
  - ・ 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務
  - ・ 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務
- ▶ 取引記録の作成等
  - ・ 特定金属くずの買受けを行った場合、買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録を作成・保存する義務
- ▶ 警察官への申告
  - ・ 買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたとときの警察官への申告義務
- ▶ その他
  - ・ 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等



### 2 犯行用具規制

- ▶ ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれ大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止（罰則あり）



### 3 盗難の防止に関する情報の周知

- ▶ 金属盗の被害に遭うおそれ大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知

